## 五所川原市地域おこし協力隊「漁師インフルエンサー」募集要項

#### 1 募集背景

五所川原市の北西部に位置する市浦地域は、日本海や十三湖、津軽山地等の自然に恵まれ、市浦牛、ヤマトシジミなどの特産物や史跡、風光明媚な景色といった優れた地域資源を有する地域です。特に、汽水湖である十三湖産のヤマトシジミは、全国的にも有名で、シジミ漁は市浦地域の基幹産業にもなっています。

その基幹産業であるシジミ漁ですが、十三湖へ流れ込む河川の流量が減少した際に湖の塩分濃度が上昇することでシジミがへい死してしまい、漁業経営が不安定となってしまうことが昔からの課題となっていました。

こういった背景から、内水面漁業と海面漁業の複合経営による漁業の経営の安定化を図るため、平成14年度から十三漁港(十三湊地区)の整備が始まり、平成30年6月に供用開始となりましたが、当時の海面漁業者や参入を予定していた方々の高齢化や後継者不足、シジミ漁のブランド化による収入の安定化、若い世代の海面漁業に対する意識の希薄化や漁法などのノウハウ不足といった様々な要因から漁業者が減少し、十三漁港(十三湊地区)の利用活性化に繋がっていない状況にあります。

また、海面漁業の水揚げ量についても、漁業者の減少とともに大幅に減少しています。 こうした状況から、十三漁港(十三湊地区)の利用拡大を通じて、人口減少が著しい 市浦地域において、海面漁業という生業を確立していくため、以下のとおり地域おこし 協力隊を募集します。

## 2 活動のテーマ

~目指せ漁師!十三漁港(十三湊地区)を拠点に市浦地域を盛り上げ隊!~

3 募集職種・人員 漁師インフルエンサー 1名

#### 4 活動

#### 【活動目標】

・自らが漁師として活動しながら、その魅力を市内外の人へ発信することで、市浦地域 での海面漁業の操業者を増やし、十三漁港(十三湊地区)の利用拡大を図る。

#### 【活動内容】

- ①海面漁業の新規就業に係る活動を行いながら、市浦地域の水産業(海面漁業)に関する 魅力を発掘し、SNS や YouTube などを活用して情報発信を行う。
- ②刺網漁、カゴ漁、一本釣り漁の漁法を習得するとともに、市浦地域で海面漁業を目指す方にその技術を伝える。
- ③十三漁港(十三湊地区)での朝市や大漁祭りなどのイベントを企画する。

# 【求める人材】

- ①海面漁業に興味のある方
- ②SNS 等を活用して水産業(海面漁業)に関する魅力を発信できる方
- ③地域内の賑わいを創出するイベントの企画・運営に興味のある方

## 【受入担当部署】

農林水産課水産室

#### 【主な活動場所】

市浦地域

## 5 募集対象

- (1)総務省地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後、五所川原市に 住民票を異動し、市浦地域に居住できる方
- (2)年齢が令和4年4月1日現在で満20歳以上45歳以下の方(性別は問わない。)
- (3) 地域おこし協力隊としての活動終了後も五所川原市に定住する意思のある方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方若しくは委嘱の日までに取得する見込みの方
- (5) パソコンの基本的操作(ワード、エクセル、インターネット等)ができる方
- (6) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しない方

## 6 活動日数等

- (1)活動日数は、1か月あたり20日を原則とします。
- (2)活動時間は、1日7時間、週5日、週35時間を原則とします。

#### 7 委嘱形態・期間

- (1) 個人事業主として、市と業務委託契約を締結して活動していただきます(市との雇用関係はありません。)。
- (2) 委嘱期間: 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新。最長で委嘱の日から3年まで延長 することができます。
- (3) 市が委託する業務に支障がない範囲で、地域協力活動に関連して行う営利活動又は 他の営利活動(副業)を行うことができます。

## 8 委託料及び福利厚生等

- (1)委託料の額は、月額223,300円
- (2) 市との雇用関係はありませんので、健康保険及び国民年金にご自身で加入していただく必要があります。
- (3) 住居は市が市営住宅を用意します。家賃は自己負担となりますが、全額(月上限5

万円)を市が助成します(引越しに要する費用や光熱水費等は自己負担となります。)。

- (4) その他活動に要する経費(消耗品費、燃料費、研修参加費等)については、予算の 範囲内で市が支給します。
- (5)生活や通勤の移動手段として車は必要不可欠です。自家用車の持込みをお勧めします。

## 9 応募方法

(1) 受付期間

令和3年12月1日(水)から令和4年1月28日(金)まで

- (2) 提出書類
  - ①応募用紙
  - ②現住所の住民票の写し(原本、受付開始以降のもの)
  - ③自動車運転免許証の写し(両面)
  - ※応募に係る費用は応募者の負担となります。

# 10 選抜方法

- (1)第1次選考 書類審査(令和4年2月上旬予定) 資格要件、書類内容を審査し、書類選考結果を応募者全員に通知します。
- (2) 第2次選考 面接(令和4年2月下旬予定)

第1次選考合格者を対象に、面接と併せて地域協力活動の体験プログラムを行う予定です。体験プログラム・面接の日程等の詳細は、市と対象者で協議の上決定します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、オンラインによる面接のみとなる場合があります。

(3) 隊員の決定

第2次選考により候補者を決定します。

11 提出・問い合わせ先

〒037-0401 青森県五所川原市相内349番地1

五所川原市経済部農林水産課水産室 三和

TEL:0173-35-2111 (内線4017)

FAX: 0173-62-2115

E-mail: h-miwa@city.goshogawara.lg.jp